

会議開催結果

1 会議の名称	令和7年度 第1回砥部町子ども・子育て支援会議
2 開催日時	令和8年3月23日(月) 午前10時～午前10時38分
3 開催場所	砥部町中央公民館 2階 会議室1
4 審議等事項	(1) 第3期砥部町子ども・子育て支援事業計画の変更について (2) その他
5 出席者	<p>【出席委員】11人 二神 和徳、竹原 麻琴、秋本 康富、村上 明子、 安原 優子、近藤 富美、白形 理恵、堀江 直美、 田村 和太、天野 沙耶花、福見 早苗</p> <p>【欠席委員】2人 金附 正夫、則友 美紀</p> <p>【事務局】6名 岩田 恵子(保険健康課長) 伊達 定真(学校教育課長) 堀 潤一郎(子育て支援課長) 木下 直之(子育て支援課長補佐) 東山 泰久(子育て支援課 保育幼稚園係長) 佐川 達哉(子育て支援課 子ども福祉係長)</p>
6 公開又は非公開の別	公開
7 非公開の理由	—
8 傍聴人数	なし
9 所管課	子育て支援課 子ども福祉係 電話 089-962-6299

発言者	発言内容
	<p>1 開 会</p> <p>2 副会長あいさつ</p> <p>3 議 事</p> <p>【議題（1）第3期砥部町子ども・子育て支援事業計画の変更について</p>
議長	<p>議題（1）第3期砥部町子ども・子育て支援事業計画の変更について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題（1）第3期砥部町子ども・子育て支援事業計画の変更について、資料に基づき説明</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりましたが、質問はありませんか。</p>
委員	<p>4月から始まるということで、かなり急に感じます。この制度、すごくありがたいことだと思うので、もっと早く知りたかったとかいう人もいたと思いますが、周知がギリギリになった理由はありますか。</p>
事務局	<p>今年度途中から松山市で実施されており、そのニュースでご覧になって、ご存知の方もいらしたかもしれないのですが、できれば私立園で誰でも通園制度をやっていたらよかったのですが、それがなかったため、町立園で通常の教育や保育に支障のない範囲で実施するための調整であったり、条例の制定などで、手順を踏んでいくと周知が開始ギリギリになったということです。</p>
議長	<p>確認ですが、これは4月からではなく5月、6月からのアプリで申込みしても利用することはできるのでしょうか。</p>
事務局	<p>制度は4月から全国で始まりますので、県内でも一律始まるのですが、利用の申請については誰でも通園ですので、0歳6ヶ月から3歳のお誕生日前までの方を対象として、申請があれば基本的には誰でも認定をして利用していただくようになります。</p>
委員	<p>素敵な制度だと思うのですが、私立園で実施するところがないのはなぜかと今後9年度以降についてはどうお考えか教えてください。</p>
事務局	<p>私立の方にも投げかけはしたのですが、やはり現状では、保育士不足や教室・設備の関係で令和8年度当初から実施するのは難しいということで、お断りがありました。できれば今後、実施する事業者が出てきていただけたらなと思っておりますが、現時点で来年・再来年から実施するというようなお話は聞いていない状況です。制度の認知度が高まり、体制が整えられ、経営上も成り立っていくという目途が立てば、どこか</p>

委員	<p>から申し出があればと思っております。</p> <p>保育士の確保や教室の確保が難しいのは町立園でも同じことではないかと思いますが大丈夫でしょうか。</p>
事務局	<p>説明の中でもお話させていただきましたが、通常の教育・保育が一番大切だと思っておりますが、国からは全国一律に実施しなさいということで、それではどういう形であれば町で実施できるか検討した結果、一時保育を行っている園の空き枠を利用してまずは始めさせていただくというような状況です。</p>
委員	<p>できる方法を考えて、このような形になっているのかなと想像しますが、一時預かりとの住み分けはどのようになるのでしょうか。利用上限が少ないので、上限 10 時間までであれば 1 人の方が月 3 回から 4 回利用できるというような計算になると思いますが、申請が殺到した時にどういう基準で利用が決まるようになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>まず住み分けですが、国の説明会では、一時預かりというのは、冠婚葬祭やリフレッシュなどの保護者の都合で一時的に保育ができない子どもを預かるもので、今回の誰でも通園制度というのは、専門の保育士等とのつながりを持つことによって親の孤立感の軽減や集団生活の経験等、子どもの育ちに主眼を置いて実施する制度という立て付けの説明がございました。正直申し上げますと、現場には結構な負担をかけるものだと思っております。システムの利用を前提としておりますし、新たに面談や記録等もつける必要があり現場の方にはご迷惑をおかけしています。</p> <p>利用上限の 10 時間については、都会で保育施設に余裕があるところもあれば待機児童が出ていて、大変な自治体もあるというところで、全国一律に実施できる時間を国の委員会で検討し、出した結論がこの時間となります。また、一時保育については、1 歳以上のお子さんが対象で、1 歳以上のお子さんがあえて誰でも通園制度を利用する利点というのは、それほど多くないと思っております。反対に 1 歳未満の子どもの保護者については、新規対象となると思っております。利用者数等については、やってみないとわからないところではあるのですが、この制度が広まり、利用者が増加する場合は、年度ごとに増やしていく体制では考えております。</p> <p>また優先順位についてはシステムを介して、基本的には先に予約された方が優先とし、この制度は町外の方も利用できますが、町内の方を優先的に受付られるようなシステムの設定はできますので、町内の方を優先的に利用できるようにしたいと考えております。</p>
委員	<p>1 時間あたり 300 円で、生活保護や非課税の方等には軽減があるというお話でしたが、10 時間利用した場合 3000 円かかるということで、預けたいけど費用は抑えたいという家庭も出てくるかもしれませんが、今後利用料の引き下げや無料にするなどの流れは今後ありますか。</p>
事務局	<p>利用料の 300 円というのは、国から目安で示されている額で施設によ</p>

議長	<p>っては 300 円ではないところも出てくる可能性はございます。また、無料で実施するところは、例えば過疎地域で、施設が空いてるようなところについてはそのような運用をされているところも若干ありましたが現状では検討しておりません。</p> <p>その他ありませんでしょうか。</p> <p>議題 1 の第 3 期子ども・子育て支援事業計画の変更について、この案のとおり、皆さんの承認いただけますでしょうか挙手をお願いします。 (全員、挙手) ありがとうございます。</p> <p>【議題（2）その他】</p>
議長	<p>議題(2)その他について、何かご意見・ご質問等ございませんか。</p>
議長	<p>事務局から報告はありませんか。</p>
事務局	<p>はい、放課後児童クラブの現状ということで、皆さんにご連絡をさせていただけたらと思います。今年度麻生小学校放課後児童クラブで年度当初に 23 名待機児童が発生し、ご心配とご迷惑をおかけしておりますが、令和 8 年度につきましては、第 3 教室の隣の部屋を学校にお願いして利用できることとなりました。これにより 15 名中保育を増やせるようになり、面積上限で 145 名まで受け入れ可能となりました。</p> <p>令和 8 年度当初の申し込みが現在 143 名になっておりまして、一応全員受け入れ可能でスタートする予定です。ただし、年度途中の申し込みについては上限人数に達した時点で待機となる可能性がございます。</p> <p>このような状況であることから、現在の麻生小放課後児童クラブの建物の南側にもう一棟児童クラブを建設する予定になっております。そこを第 3 第 4 クラブに設定し、80 名の受け入れを可能とします。合計しますと、第 1 ～第 4 クラブで面積上限の受け入れ可能数を 160 名まで増加させる予定です。こちらは、令和 8 年度中に建設し、令和 9 年度当初からの運用を予定しています。それ以外の児童クラブについては、現在の面積上限数を上回っておりませんのでご報告いたします。</p> <p>あわせて、中央公民館講堂を子どもが誰でも来れるような居場所にしようということで、4 月 1 日からフリースペースができます。対象は小・中学校生、高校生で、基本的には毎日オープンして 14 時から 18 時まで 1 日 4 時間フリースペースを提供します。特に何かを用意してということではないので、ただ来て子ども同士でおしゃべりするか、そこでおしゃべりしながら勉強するとかして自分の居場所にしてもらえたらと思います。また、小学生を対象に水・木・金曜日の 15 時から 17 時の 2 時間だけですが、体育館の方を開放させていただく予定です。こちらはボールを使って遊んだり鬼ごっこしたりになると思います。今後は子どもたちの要望も踏まえた上で、運営していきたいと思っています。</p>
委員	<p>すごくありがたい取り組みですが、大人の方はいらっしゃるのでしょうか。</p>

事務局 議長	はい、毎日1名見守りの職員がいるようにいたします。 その他ご質問はありませんか。 その他意見無し 議事終了 会議終了 【10:38 閉会】
---------------	--